

贈与税 暦年課税の廃止を検討か

高齢化等に伴い、若年世代への資産移転が進んでいないという課題を解消するため、税制面での問題点を改善するとして、贈与税の暦年課税制度を見直すことが検討されることとなります。

【暦年課税制度の問題点】

暦年課税制度による贈与税は、相続税と比較して税率が高く、基礎控除額も低いため、高齢世代から若年世代への資産移転の際の税負担が大きくなってしまふ。

【方針】

諸外国に倣い、一定期間の贈与や相続を累積し、贈与税と相続税を一体的に捉えて課税する仕組みへの変更を検討するとのこと。

現行の日本の税制では相続時精算課税制度がこれに近いことから、暦年課税制度が廃止され相続時精算課税制度への一本化も検討されている。

【相続時精算課税】

- ・ 贈与で取得した財産のうち2,500万円までは課税されない（この2,500万円は相続の時までの通算）。
- ・ 2,500万円を超えた部分については、相続の時まで一旦20%の税率で課税される。
- ・ 相続時精算課税制度が適用された財産は、相続の時、相続人等の相続財産に加算し相続税を計算する。その上で、既に課税された贈与税額は相続税額から控除されるため、最終的に相続税額分のみを負担することになる。

【新登場】 コロナ関連の助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
産業雇用安定助成金	在籍出向による雇用の維持、人材活用を支援 出向元・先双方に出向中の費用の9/10（大企業は3/4）＋ 初期費用1人あたり15万円 を助成	出向開始の前日までに計画届を提出
問い合わせ先	コールセンター 0120-60-3999	
事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合に、最大1億円を補助	4月15日より開始予定 （令和3年度に複数回実施予定）
問い合わせ先	コールセンター 〈ナビダイヤル〉 0570-012-088 〈IP電話用〉 03-4216-4080	
中小事業者に対する一時支援金	緊急事態宣言の影響で売上が減少した中堅・中小事業者 上限は、法人 60 万円、個人事業者等 30 万円	5月31日まで
問い合わせ先	一時支援金事務局相談窓口（申請者専用） 0120-211-240	